

豊野東部工業団地
立地企業募集の御案内
(募集要領)

令和 7 年10月

長野市役所 経済産業振興部 企業立地課
〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1 6 1 3 番地
TEL026-224-6751 FAX026-224-6903
E-mail: kigyouritti@city.nagano.lg.jp

1 募集区画の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 所在地 | 豊野東部工業団地（長野市豊野町蟹沢字原 1666-16、同 1633-26） |
| (2) 用途地域 | 都市計画区域外、一部市街化調整区域 |
| (3) 事業主体 | 長野市 |
| (4) 交通アクセス | 国道 117 号まで約 300m、国道 18 号まで約 2.5km
最寄 IC／信州中野インターチェンジまで約 1.5km
最寄駅／JR 立ヶ花駅まで約 0.7km、JR 長野駅まで約 15km
最寄空港／信州松本空港まで約 80km
最寄港湾／直江津港まで約 70km |
| (5) 設備等 | 上下水道（長野市上下水道局）
電力／中部電力（高圧 6.6KV 供給、特別高圧供給 要相談）
※高圧 6.6KV 供給については、契約電力により個別に協議が必要な場合があります。
ガス／プロパンガス
電話／NTT 東日本 |
| (6) 分譲予定区画 | 区画 2-④（1 区画） |
| (7) 分譲面積 | 5,057.10 m ² |
| (8) 分譲価格 | ①最低提案単価：15,200 円/m ²
②申込単価：申込者から①最低提案単価以上の金額を提案
※申込単価は百円単位としてください。
※申込単価提出後、記載内容は変更できません。
③分譲価格：②申込単価に(7)分譲面積を掛けた価格とします。
例) 最低提案単価の場合 15,200 円×5,057.10 m ²
⇒土地代金：76,867,920 円
※用地取得費（分譲価格）の 30%を助成します。詳細は、「6 事業所
立地に係る助成制度・支援制度」をご覧ください。 |
| (9) 契約方法 | 土地売買契約 |
| (10) その他 | 現況有姿渡しとなります。 |

2 募 集 業 種

日本標準産業分類のうち、以下に掲げる対象業種

大分類	対象業種(中分類又は小分類)
E 製造業	全業種
G 情報通信業	(39)情報サービス業 (40)インターネット付随サービス業 (41)映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業、郵便業	(44)道路貨物運送業 (47)倉庫業 (48)運輸に付帯するサービス業
I 卸売業、小売業	(50)各種商品卸売業 (51)繊維・衣服等卸売業 (52)飲食料 品卸売業 (53)建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 (54)機械 器具卸売業 (55)その他の卸売業 ※店舗を併設するものを除く
L 学術研究、専門・技術サービス業	(71)学術・開発研究機関 (72)専門サービス業の内 (726)デザイン業 (73)広告業 (74)技術サービス業の内 (741)獣医業を除くもの
R サービス業(他に分類されないもの)	(89)自動車整備業 (90)機械等修理業 (92)その他の事業サービス業

その他、市長が特に認めるもの

3 応 募 方 法

(1) 応募資格

- ア 産業用地内において、自らが募集業種に該当している事業を行うもの
- イ 事務所等の建設及び事業の経営に必要な資力並びに信用を有するもの
- ウ 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金等を確実に納入できるもの
- エ 契約締結の日から3年以内に操業を開始するもの
- オ 地元住民向け説明会に出席可能であり、真摯に住民と対話を行えるもの
- カ 市税等の滞納をしていないもの
- キ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 受付場所

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地
 長野市役所経済産業振興部企業立地課（第2庁舎5階）
 電話（026）224-6751

(3) 提出書類

- ア 産業用地分譲申込書（指定様式）
- イ 土地利用計画図（任意様式）
- ウ 用地取得から操業までの工程表（任意様式）
- エ 法人登記簿謄本
- オ 定款（写）
- カ 会社概要（会社経歴書）
- キ 役員名簿
- ク 直近3期分の決算関係書類の写し
（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書）
- ケ 納税証明書（市民税「法人分」）
- コ その他、市が必要と認める書類

(4) 書類提出上の注意

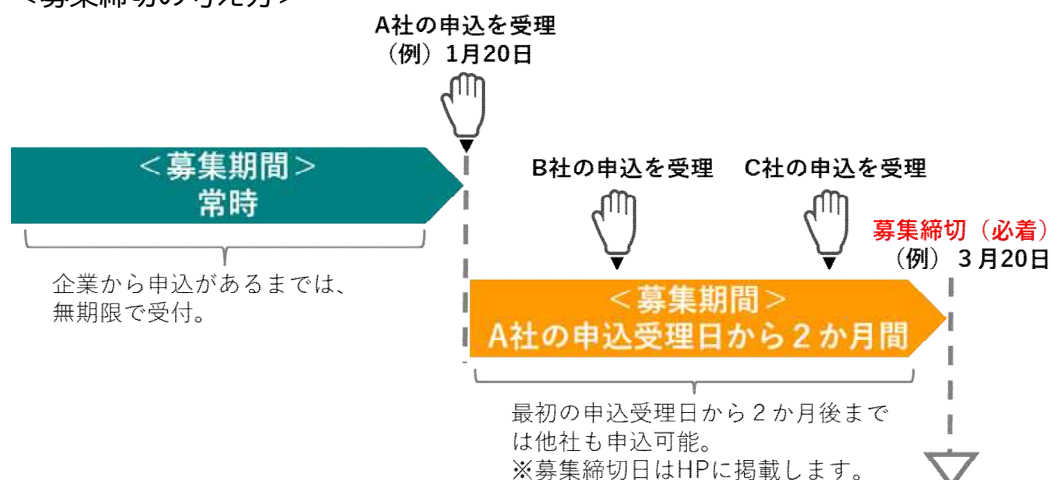
- ア 提出書類は、正本1部、副本（コピー可）5部を提出してください。
- イ 提出された書類は、原則として返却しません。
- ウ 提出書類等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- エ 提出書類の作成に当たり、不明な点はお問い合わせください。

(5) 募集期間

令和7年10月27日（月）～

最初の応募企業から提出書類を受理した日から2カ月後を募集締切日とします（それまでの間は他社も申込が可能な期間として、引き続き募集を継続します）。 ※下図参照

<募集締切の考え方>



申込企業（A～C社）の事業計画等を
分譲検討委員会で審査し、分譲先を決定。
※最終的な申込企業が一社の場合でも、
分譲検討委員会での審査は実施します。

4 選考方法

本市が設置する分譲検討委員会において、以下の1～3の項目を審査します。複数の企業から申込があった場合、合計点が最も高い企業を分譲先として選定します。

1 事業評価点（120点満点）

(1) 事業計画の実現性

- ア 事業所の建設及び事業内容の計画性
- イ 必要な資力・資金計画

(2) 地域経済への貢献度

- ア 地域の雇用創出効果
- イ 市内企業との取引計画の有無
- ウ 設備投資予定額の規模
- エ 売上・付加価値額等の拡大
- オ 事業の成長性・将来性

(3) 周辺地域への影響

- ア 周辺の自然・生活環境や近隣企業に与える影響

配点 優れている：3点、標準的：2点、標準より劣る：1点、評価に値しない：0点

2 信用調査（100点満点）

信用調査会社の評価点

3 価格評価点（30点満点）

以下の計算式により、評価点を算出

・価格評価点＝申込単価/最高申込単価（※）×30点

※最高申込単価：申込のあった企業の中で最も高い申込単価

※その他

- ・評価の結果、1 事業評価点（120点満点）の合計得点が72点（満点の60％）に満たない企業は失格とします。
- ・必要に応じて応募内容に関するヒアリングを実施します。

5 スケジュール

手続き	所要時間（目安）
(1) 募集締切	
↓	
(2) 審 査	2 カ月程度
↓	
(3) 選考結果通知	
↓	
(4) 地元住民向け説明会	平日夜 3 日間（近隣の区ごとに説明会を開催）
↓	
(5) 契約締結	3 週間程度
↓	
(6) 土地引き渡し	2 カ月程度

6 事業所立地に係る助成制度・支援制度

(1) 工場用地の取得に対する助成（工場用地等取得事業）

事業所を設置するために用地を取得し、3 年以内に操業を開始した場合、用地取得額の 30% を 3 年分割で助成します。

（工場用地等取得事業の概要）

立地先	立地区分	適用要件	助成内容
市が分譲する産業団地等	事業所の 新設・移設・増設	用地取得後 3 年以内に 操業開始	用地取得額×30% ▶ 3 年間分割交付 ▶ 限度額 3 億円

(2) 固定資産税相当額の助成（工場等設置事業）

工場又は別に定める業種（※）の事業所を新設した場合、土地及び家屋の固定資産税相当額を 3 年間助成（3 年目は 80%）します。また、操業開始（事業所設置）から 3 箇月以内に取得される償却資産（対象制限あり）についても助成します。

（工場等設置事業の概要）

立地先	立地区分	適用要件	助成内容
特定地域（工業系地域、工場適地）	事業所の新設・増設	投下固定資産額が 5,000 万円以上のもの （別に定める業種※については 2,000 万円以上）	投下固定資産に係る固定資産税相当額 【第 1・2 年度】100/100 【第 3 年度】80/100

※別に定める業種（日本標準産業分類）

H 運輸業のうち、道路貨物運送業、倉庫業

I 卸売業のうち、各種商品卸売業、繊維・衣類等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料卸売業、機械卸売業、その他卸売業

G 情報通信業のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業

K 物品賃貸業のうち、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業

L 学術研究及び専門・技術サービス業のうち、自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告代理業、機械設計業、非破壊検査業、エンジニアリング業

R サービス業のうち、機械修理業（電気機械器具に係るものを除く）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業

(3) 事業所税相当額の助成（事業所設置事業）

事業所などを新たに設置した場合に課税される事業所税相当額を、3年間助成します。

（事業所設置事業の概要）

適用要件	助成内容
床面積が1,000㎡を超える事業所の新設又は増設 （ただし、風俗営業を営むものを除く）	自己の事業に係る床面積×600円以内 （3年間交付）

(4) 雇用促進企業立地に対する助成（雇用促進企業立地支援事業）

事業所の新設・移設・増設などにより、長野市内から新たな雇用を行う事業者で、次の適用要件を満たす場合に、助成金を交付します。

（雇用促進企業立地支援事業のうち、雇用創出に関する助成の概要）

適用要件	助成内容
- 長野市内への事業所の新設・移設・増設であること - 操業開始後3年以内に市内から、次の常用雇用者を1年以上雇用すること 中小企業の場合・・・10人以上 それ以外の場合・・・20人以上 （都市計画区域外の場合・・・5人以上）	100人までの新規常用雇用者 1人につき10万円 101人以上の新規常用雇用者 1人につき20万円 ▶ 限度額5,000万円 ▶ 1回限りの交付